

協同

月刊 BUSINESS-LINK 中小企業連携組織活性化情報

京都府中小企業団体中央会

newsline

2019/9

令和元年度北部地域組合代表者会議を開催	1
特集Ⅰ 2019年版 小規模企業白書の概要 No.3	2~3
特集Ⅱ 事業継続力強化計画認定制度の概要	4~5
令和元年度 秋の全国交通安全運動	5
再発見! 連携のチカラ No.115 甲府市管工事協同組合 (山梨県)	6
令和元年度中小企業組合検定 受験対策講習会のご案内	6
中小企業組合検定にチャレンジしてみませんか!	8
中央会NEWS 働く女性応援講座を開催	9
京都市中小企業等チャレンジ支援事業の取組み	9
会長コラム No.83 自分党の時代	11
京都経済お天気	11
第71回中小企業団体全国大会参加ツアーのご案内	12

令和元年度 北部地域組合代表者会議を開催

7月25日(木)、北部産業創造センター(綾部市)において、令和元年度 北部地域組合代表者会議を開催し、会員及び関係機関等からの来賓出席者を含め、延べ151名が参加した。

本会山下信幸副会長の開会挨拶の後、株式会社今しぼり 代表取締役 多田晃氏を講師にお招きし、「地域に新しい仕事をつくる」と題した講演会を開催。

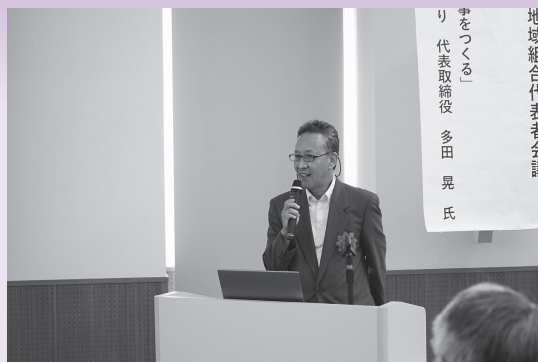
多田氏は、大阪の高校で35年間教員として勤務し、57歳で早期退職して綾部にIターンで移住、同様に綾部市の志賀郷地区にIターンしてきた9家族とともに株式会社今しぼりを平成29年4月に創業した。

創業に至った経緯は、移住してきた9家族のうち、比較的に若い世帯の子供たちの学費を稼ぐための収入を地方で得ていくことは困難なこともあり、同氏はこの課題に立ち向かうため、自らがリードして雇用を生み出すため創業に着手、それが昔ながらの本格古式醸造による醤油の製造・販売業である。本格古式醸造による醤油製造キットを製作し、そのキットは自宅で瓶に醤油麹を入れて水を注ぎ、混ぜるだけで簡単に本格古式醸造による醤油が作れるというもので、また、材料は国産・無添加のものを使用するというこだわりがある。大手メーカーの大部分は、大豆から油や薬品を使い抽出した後の脱脂加工大豆を使って作っており、国産の丸大豆で作っている醤油は全体の2%程度である。

創業時は、商品やサービスについて、広く発信する機会にも恵まれ、順調な滑り出しであったが、経営上は、評判は良くても売上げには繋がらず、また、創業後は、常に雇用が発生するので、給料も支払わなければならない。人を雇う、雇用を生み出すということは本当に難しいということを感じたという。

講演の結びに「創業をしてみて、地域振興のために会社という社会的な存在意義を改めて痛感した」と地域振興における企業の社会的存在意義の重要性を述べられ、参加者は終始、興味深く耳を傾けるなかで講演会が終了した。

第二部の交流懇親会は、I・Tビル(綾部市)に移動し開催、本会渡邊隆夫会長が開宴の挨拶を行った後、ご来賓を代表して山下晃正京都府副知事及び山崎善也綾部市長から祝辞を頂戴した。その後、綾部商工会議所 塩田展康会頭のご発声により乾杯、終始和やかな雰囲気の中で歓談交流が行われ、本会早瀬隆之副会長による中締め挨拶が行われ、盛会裏に代表者会議を閉会した。



(講演会講師) 株式会社今しぼり 代表取締役 多田晃氏



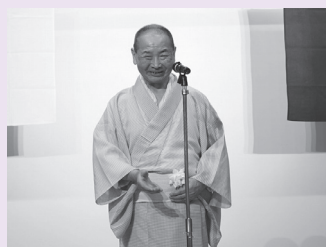
開会挨拶 山下信幸副会長



来賓挨拶
山下晃正京都府副知事



来賓挨拶
山崎善也綾部市長



開宴挨拶 渡邊隆夫会長

その言葉 言ってもいいの かんがえて 心にのこる きずはきえない

京都人権啓発推進会議/京都府中小企業団体中央会

前号では、小規模事業者に占める割合が多い個人事業者数の推移や経営者の高齢化を踏まえ、引退する経営者の現状や廃業する企業から経営資源を引き継いだ事例などをご紹介しました。本号では、小規模事業者における、自然災害に対する防災・減災対策についての事例などをご紹介いたします。

第3部 小規模事業者の防災・減災対策

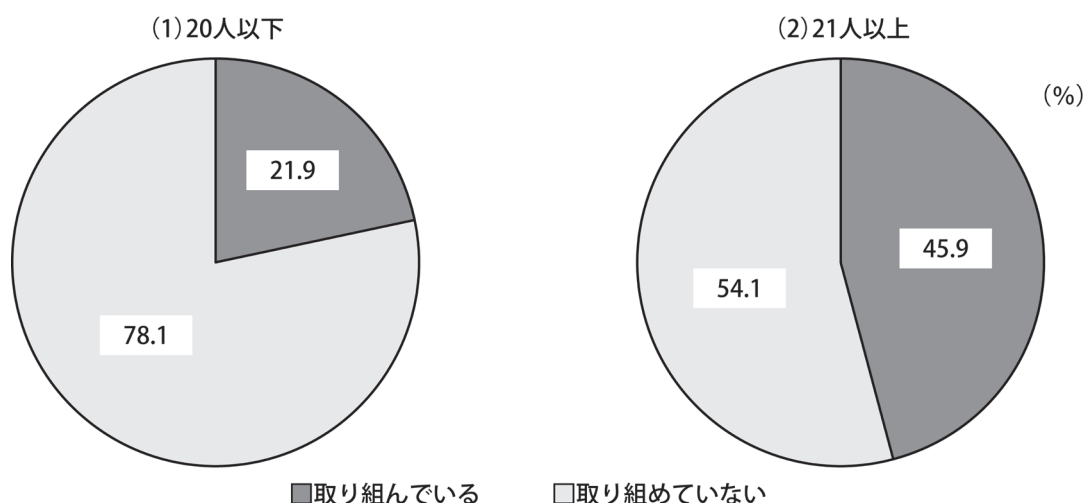
●小規模事業者に対する自然災害の影響

世界的に見ても我が国は自然災害による被害額が大きく、中でも地震により大きな損害を被ってきた。一方で、近年は豪雨の発生件数も増えてきており、今後も頻発することが懸念される。加えて、自然災害が小規模事業者に与える影響については、被害の内容が多岐にわたり、大きな物的損害の発生や、営業停止に陥る可能性もあり、また、営業停止が長引くにつれて、取引先が減少することも懸念される。

●小規模事業者における、自然災害への対策状況

小規模事業者は被災時における事業継続力を高めるためにも、今後、一層の事前対策を講じていくことが必要とされるが、災害対策の入口として考えられるリスク把握の取組については、大半が行っておらず、具体的な災害対策に取り組んでいる事業者も一部にとどまっている。他方で、具体的な対策を実施している事業者においては、地域の支援機関や行政機関など、周囲の関係者の支援を受けている者が存在する。

自然災害への備えに具体的に取り組んでいる割合



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱「中小企業の災害対応に関する調査」、「小規模事業者の災害対応に関する調査」

●具体的な対策を実施している事業者

【事例1】「被災経験を教訓に、小さなことから災害対策に着手している事業者」

岐阜県下呂市A生花店（従業員4名、個人事業者）は、親子2世代で2店舗を経営する生花小売業である。

同事業者は、1999年の台風第16号による飛騨川の河川氾濫により、店舗が床上浸水の被害を受けた。事業再開に当たり、個人事業者でも対処できる水害対策を検討し、店舗入口の嵩上げ、入口の密閉度を高める自動ドアへの変更、非常灯、匂いを取るための換気扇の設置、生花用冷蔵庫などの主要設備における電気設備の配線・コンセントの上部移設などを行ってきた。

その後、2018年の7月豪雨により再び水害が発生した。その降水量の多さによって再度床上浸水に至り、店舗フロアに展示した商品は、廃棄せざるを得ない状況となった。しかし、生花用冷蔵庫内の商品は浸水高より上部にあったため被災せず、加えて電気設備の配線・コンセントを上部に移設していたことから、主要電気設備の不具合はなかったという。結果、被災翌日には店舗清掃をしながらであったが、開店し業務を継続することができた。

【事例2】「災害の発生に備え、外注にて重要情報をデータ保管している企業」

神奈川県大和市のB社（従業員3名、資本金500万円）は、一般住宅、商業施設、分譲マンション棟の設計・管理を業務として1986年に設立された企業である。同社では、地域の人々が安全・安心で住みやすい住宅の提供をモットーとしている。

東日本大震災以降、地元の商工会議所の研修や勉強会で事業継続に関するテーマが非常に増えたことを契機に、防災・減災の取組が重要と認識し、同社でも検討を進めた。

以前は、納品した設計図面を紙媒体のみで保管していたが、特に仕掛中の物件への対応において、自然災害による図面の破損・紛失などが生じると、早期の復旧や対応が難しくなると考え、紙媒体だけではなく外注によるデータ保管を行うこととした。

また、自然災害による外注先の被害が大きくサーバーやデータの復旧ができない場合にも備え、外注先のサーバーにおいて保管しているデータと同内容のものを、自社のHDD内においても保管している。加えて、DVD媒体でも所有することで、被災により設計図面データを喪失するリスクを低減している。

この取組の課題は、データ保管におけるコストである。外部に委託するための費用として、月2万円程度の負担が発生するものの、同社では非常時に向けた対策として重要と捉えており、取組を継続していくという。

【事例3】「遠方企業との連携協定を含んだBCPを策定することで、取引先からの信頼を高めている企業」

静岡県藤枝市のC社（従業員12名、資本金1,500万円）は、1987年に設立された、製造装置などの設計開発を行う企業である。同社は高い技術力を基に複数の特許を持ち、国内外の大手食品メーカーを主要顧客に抱えている。創業当時から装置の設計・開発に特化し、製造は株主企業や近隣の連携先企業が行っており、「ファブレス型」の形態をとっていることも同社の特徴である。

同社が位置する静岡県は、南海トラフ地震が発生すると、甚大な被害を受けることが予想されている。災害時の事業継続を不安視する取引先も多く、安心して発注してもらうために、BCP策定を含む災害への備えが必要だった。

C社社長は、災害時の事業継続のために、遠方にも製造拠点を構える必要性を感じていた。そうした中、北海道札幌市の「ものづくりテクノフェア」にて北海道旭川市のD社社長と知り合い、2013年のBCP策定の後、情報交換を繰り返し連携協定の締結に至った。災害時に双方の連携先企業と旭川機械金属工業振興会の協力のもと、互いの製品を生産できる関係を構築し、年に1度、BCPの見直しや、互いの装置に関する勉強会を実施している。

また、「日々の経営にも好影響を与えるものでなければ意味がない。」との考えから、平常時の従業員の交流及び共同研究や、相互の販売代理店として営業面での協力体制も構築している。

この取組は、取引先から「安心して発注できる」と評価されており、経営に良い影響を与えているという。また、同社のBCPは静岡県信用保証協会からBCP特別保証制度の内諾を得ており、有事の際に信用保証枠（激甚災害時に、通常融資と別枠で最大2億8千万円）が拡大されるため、大手取引先に与えた安心感は大きい。各社から高い信用を得ただけでなく、リスクに敏感な海外企業との取引にも役立っている。

2019年版「小規模企業白書」の全文は、中小企業庁のホームページでご覧になれます。
http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H30/PDF/h30_pdf_mokujisyou.htm

【お問合せ先】 中小企業庁事業環境部調査室
電話：03-3501-1764 FAX:03-3501-1207



事業継続力強化計画認定制度の概要

近年、大規模な自然災害が全国各地で頻発しています。自然災害は、規模の大小を問わず、個々の事業者の経営はもちろんのこと、我が国のサプライチェーンや地域経済にも大きな影響を与える恐れがありながら、中小企業での災害への備えの取組は、一部の中小企業にとどまっている状況です。

このため国は、中小企業の自然災害に対する事前対策（防災・減災対策）を促進するため、第198回通常国会に「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（中小企業強靱化法）」を提出し、令和元年5月29日に成立、7月16日に施行されました。本法に基づき防災・減災に取り組む中小企業が「事業継続力強化計画」を簡易に策定することができるような様々な支援策が準備されています。本号では、事業継続力強化計画認定制度の概要についてご紹介いたします。

■「事業継続力強化計画」認定制度とは

中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加算などの支援策が受けられます。

「事業継続力強化計画」の申請は、単独の企業で計画・申請する「事業継続力強化計画」と、複数の企業が連携して計画・申請する「連携事業継続力強化計画」があります。

ここでは、制度概要と単独型の「事業継続力強化計画」についてご紹介いたします。

■「事業継続力強化計画」の認定に記載が必要な事項

- ・ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの確認結果
- ・安否確認や避難の実施方法など、発災時の初動対応手順
- ・人員確保、機械・設備の保護、資金繰り対策、情報保護に向けた具体的な対策
- ・訓練の実施や計画の見直しなど、事業継続力強化の実効性確保の取組

■「事業継続力強化計画」の認定申請に向けた検討ステップ

【STEP 1】事業継続力強化の目的の検討

事業継続力の強化を図るうえで、まずはその目的を考えることが重要です。「何のためにこの取組を行うのか」を明らかにすることから始まります。

【STEP 2】災害リスクの確認・認識

ハザードマップなどを活用しながら、まずは事業所・工場などが立地している地域の災害リスクを確認・認識しましょう。このような被害想定を基に、「ヒト（人員）」「モノ（建物・設備・インフラ）」「カネ（リスクファイナンス）」「情報」の四つの切り口から自社にどのような影響が生じるかを考えます。

【STEP 3】初動対応の検討

次に、災害が発生した直後の初動対応を検討します。この際、個別の企業においては、以下の取り組みが求められます。

- ① 人命の安全確保
- ② 非常時の緊急時体制の構築
- ③ 被害状況の把握・被害情報の共有

【STEP 4】ヒト、モノ、カネ、情報への対応

STEP 2で検討したヒト、モノ、カネ、情報への影響を踏まえ、どのような対策を実行することが適当か検討します。例えば、以下の取組が考えられます。

- ① 社員の多能工化を進める
- ② 設備の耐震化
- ③ 保険の加入
- ④ バックアップデータの取得

【STEP 5】平時の推進体制

事業継続力強化は、平時の取組が大切です。平時から繰り返し取り組むことで、緊急時においても落ち着いて、適切に対応することができるようになります。平時の取組の検討にあたっては、以下の点に留意することが大切です。

- ① 経営層の指揮の下、事業継続力強化計画の内容を実行すること（平時の推進体制に経営陣が関与すること）
- ② 年に一回以上の訓練を実施すること、そして取組内容の見直しを定期的の実施すること

■ 具体的な事前対策

- ① 人員確保
 - ・従業員の業務内容・作業手順等のマニュアル化

・他社との連携による非常時の従業員の相互応援態勢の構築

② 建物・設備の保護

- ・地震に備えた機器の固定
- ・配電盤等の重要設備の高所設置
- ・停電に備えた自家発電設備の導入

③ 資金繰り対策

- ・被災をした際に、融資を受けることができる窓口を確認
- ・水害や地震などの災害に対応した損害保険や共済に加入
- ・休業時に利益補償をする保険に加入
- ・建物や機械設備だけでなく、在庫や中間財などを対象とする保険や共済に加入

④ 情報保護

- ・契約書や顧客情報など、重要な情報を複製化
- ・クラウドサーバーを活用した情報の保管

⑤ 取引先・他社との協力体制

- ・地域の企業との非常時応援態勢の整備
- ・取引先や同業者組合等での連携

■ 認定を受けた企業に対する支援

◇ 認定企業は、認定ロゴマークが使用可能

事業継続力強化計画の認定を受けた企業については、経済産業省で公認している、事業継続力強化計画の認定ロゴマークを使用できます。

◇ 防災・減災設備の税制優遇

計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者は、対象の防災・減災設備（自家発電機、耐震・免震装置等）を取得した場合、取得価額の20%を特別償却できます。

◇ 補助金の優先採択（ものづくり補助金等）

計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者は、今後経済産業省が用意するものづくり補助金等の一部の補助金において、優先的に採択されます。

◇ 信用保証枠の拡大

計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者は、普通保険、無担保保険、特別小口保険の限度額が別枠化されるとともに、海外投資関係保険や新事業開拓保険の限度額が拡大されます。

◇ 日本政策金融公庫による低利融資

計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者は、日本政策金融公庫による低利融資を利用できます。

※ 認定を受けた企業は、取引先企業などからの信用力が向上します！

お問い合わせ先：中小企業庁事業環境部経営安定対策室 TEL 03-3501-0459



令和元年 秋の全国交通安全運動

『秋の夕暮れ 早めのライトで 事故はなし』

実施期間：令和元年9月21日(土)～9月30日(月)までの10日間

交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(月)

運動重点

- ◇ 子供と高齢者の安全な通行の確保
- ◇ 高齢運転者の交通事故防止
- ◇ 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ◇ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ◇ 飲酒運転の根絶
- ◇ 信号機のない横断歩道における歩行者優先



京都府交通対策協議会

BCP策定を通じた経営力向上・経営基盤強化の支援

甲府市管工事協同組合（山梨県）

背景と目的

当組合は、山梨県甲府市上下水道局と平成4年に「災害応急復旧工事などに関する業務協定書」を締結していたが、組合として実行体制作りが不十分であったため、事業継続計画（BCP）の策定を行い、対策をすることとした。

当組合のBCP策定事業の目的は、災害への対応だけの狭い捉え方ではなく、管工事組合及び組合員が将来にわたり事業を継続していくために経営を取り巻く幅広いリスクに対応することで、事業の継続的な発展と経営基盤の強化を目的としている。

取組みの手法と内容

推進方法としては、理事長・副理事長と4ブロックの地区代表理事による推進体制をとり、スタート時に専門講師によるセミナー、4ブロックごとの組合員への説明会などを開催して、組合員への周知を図った。

実施方法としては、初年度は組合事務局、役員の代表、復旧担当組合員において、BCP策定を完了し、早期策定が実現した。2年目は初年度に作成した策定の経験及び策定後の内容を組合員へ周知できたことで、その意見を参考に、関心をもった他の組合員8社が自社のBCP策定を希望し、策定がされた。

しかし事業規模による取組み体制や問題意識において、全組合員の理解を得ることに苦労した面もあり、今後も継続的にBCP策定の必要性の周知と理解に努めていく必要があるとしている。また災害発生時における甲府市上下水道局との連携体制や管機材、重機、燃料などの調達を含めた連携強化にも継続的に取り組んで行く。

今後の展開として、3年次（平成30年度）は、多くの企業が抱えている事業承継に取り組んで行く。全国的にもあらゆる業種において、今後10年間の後継者不足による事業継続が大きな問題になっている。当組合でも、経営者

の高齢化が進んでおり、事業承継を考える組合員は、早期の課題着手と、後継者育成の必要性に迫られていることから、専門講師による事業承継に関するセミナーと後継者に関するアンケート調査の実施および希望企業の個別相談会を開催している。

成果とその要因

BCP策定企業数は初年度5社（内組合を含む）、次年度8社の合計13社で、組合員数51社に対し策定率は24%であった。今後も継続的な取組みにより5年後の目標として50%を目指すと共に、既に策定済の企業に対しては組織体制の変更等に対するBCPの見直し・更新にも取り組んで行く。

この取組みにより、BCP策定の成果物以外にも、自社の経営状況や人員体制、後継者問題など経営課題を幅広く認識できたとの声も多く、この取組みの本来の目的である「経営基盤の強化」への取組みが期待できる。



BCP計画に沿った組合員の安否確認訓練



BCP策定に関する専門家による説明会

《組合DATA》

甲府市管工事協同組合

〒400-0046 山梨県甲府市下石田二丁目30番25号

☎ 055-228-8851

平成30年度 先進組合事例抄録より

令和元年度中小企業組合検定 受験対策講習会のご案内

主催 京都府中小企業組合士協会

令和元年12月1日（日）に実施される中小企業組合検定試験を受験される方、今後の受験をご検討されている方を対象に、受験対策講習会を開催しますので、ぜひご参加ください。

【組合制度・運営】

日 時 令和元年10月24日（木）18:00～19:30
場 所 京都経済センター3階 3-A会議室
（京都市下京区四条通室町東入）
講 師 京都府中小企業団体中央会
企画調整課 主事 堀 礼人 氏

【組合会計】※必ず電卓をご持参ください。

日 時 令和元年10月28日（月）18:00～19:30
場 所 京都経済センター3階 3-A会議室
（京都市下京区四条通室町東入）
講 師 京都府中小企業団体中央会
企画調整課 副課長 門 大輔 氏

参加申込 10月18日（金）締め切り。本会ホームページより参加申込書をダウンロードし、必要事項をご記入のうえFAXにてお申し込みください。（参加料 無料）

お問合せ 京都府中小企業組合士協会 事務局 ☎ 075-708-3701 FAX 075-708-3725

中小企業組合 検定試験を受けて 中小企業組合士になろう!

あなたの
チャレンジを
期待しています

● 中小企業組合士とは…

中小企業組合検定試験に合格し、かつ組合等での実務経験が3年以上ある方に与えられる称号です（全国中小企業団体中央会により認定）。検定試験の内容は、事務局運営をスムーズに行うために必要な基礎的、実務的知識について行われます。

現在、全国で3,000名の方が、中小企業組合士として組合（事業協同組合、商工組合、信用組合、企業組合、協業組合など）はもちろん、商工組合中央金庫、中小企業団体中央会等それぞれの分野で活躍しています。

中小企業組合士は、まさに組合運営のエキスパートです。

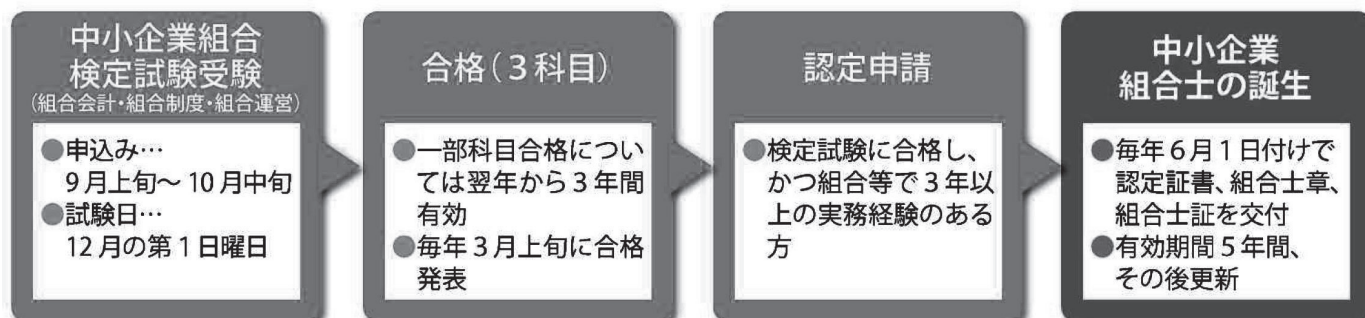
● 組合役員の方へ

いま、中小企業組合はガバナンスの充実が求められており、組合員はもちろん、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすためには、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要です。中小企業組合士は組合の業務を執行する役員、実務を担う職員の方々すべてに挑戦していただきたい資格です。

中小企業組合検定試験概要（令和元年度）

試験科目	組合会計 組合制度 組合運営 一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除されます。
試験日	令和元年12月1日（日） ※詳しくは「中小企業組合検定試験のご案内（願書）」をご覧ください。
試験地	札幌・青森・仙台・秋田・郡山・さいたま・東京・長野・静岡・名古屋・大阪・松江・岡山・広島・山口・高松・福岡・長崎・大分・鹿児島・那覇
受験料	5,000円（一部科目免除者は3,000円）
受験申込	願書に受験料を添えて、最寄りの中小企業団体中央会（願書の裏面一覧表参照）へお申し込み下さい。
願書受付期間	令和元年9月2日（月）～10月15日（火）
合格発表	令和2年3月2日（月）
中小企業組合士の手続き	試験合格者には全国中小企業団体中央会から組合士認定申請についてご連絡いたします。

● 中小企業組合士が誕生するまでの通常の流れ



<http://www.chuokai.or.jp/test/test.htm>

中小企業組合検定にチャレンジしてみませんか！

中小企業組合検定は、中小企業組合の事務局で働いている役職員の方が職務を遂行する上で必要な知識に関する試験（「組合会計」「組合制度」「組合運営」の3科目）を行い、試験合格者の中から一定の実務経験を持つ方に、“中小企業組合士”の称号を与える制度で、中小企業庁の後援のもと、全国中小企業団体中央会が、毎年12月の第一日曜に実施しています。

ここでは、平成30年度に実施された問題を抜粋し掲載しますので、組合運営の参考にしていただくとともに、組合の業務を執行する役員、実務を担う職員の方々には是非、検定に挑戦して下さい。

次に掲げたQ1からQ7は、「中小企業等協同組合法」「中小企業団体の組織に関する法律」の条文ですが、下線が引かれた箇所の内容について、正しいものには○、間違っているものには×を付けて下さい。
(なお、条文は全文でないものがありますが、ここに記載の内容をもって判断して下さい。)

《中小企業等協同組合法》

Q1（持分の譲渡） 持分の譲受人は、その持ち分について、譲渡人の権利義務を承継することはできない。

Q2（自由脱退） 組合員は、60日前までに予告し、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

Q3（役員の補充） 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、半年以内に補充しなければならない。

Q4（設立の時期） 組合は、行政庁により設立の認可を得た日によって成立する。

Q5（役員の任期） 監事の任期は、2年以内において定款で定める期間とする。

《中小企業団体の組織に関する法律》

Q6（持分の譲渡し等） 組合員は、定款で定めるところにより、総会の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。ただし、組合員に譲り渡す場合であっても理事会の承認を得たときは、この限りでない。この場合、正当な理由がある場合を除き、その譲渡しを承認しなければならない。

Q7（解任） 役員は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

答え Q1/×（承継する。） Q2/×（90日前までに予告し、） Q3/×（3月以内）
Q4/×（主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって）
Q5/×（4年） Q6/○ Q7/○

アイシーエル 人材育成研修

貸し研修室、
人材派遣も
承ります

マナー研修

管理職研修

パソコン研修

組合様主催の研修企画など
お気軽にお問い合わせください♪

中央会特別会員

icl

株式会社アイシーエル

☎075-708-7253

URL <http://www.icl-web.co.jp> E-mail training@icl-web.co.jp

〒600-8413 京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町 680-1 第八長谷ビル 10F

詳細・お申し込みは Web サイトへ

アイシーエル 検索

営業時間 9 時～18 時（土・日・祝日は休業）

働く女性応援講座を開催

～インターネット社会に対応！企業に今求められるメディアリテラシーカ～

本会の女性部組織である京都府中小企業女性中央会（会長 伊庭節子：本会理事・八島おかみさん会会長）と連携し、更なる活躍を目指す女性を応援するため8月8日（木）、京都ウィメンズベースアカデミーにおいて、「働く女性応援講座」を開催した。

第1部のセミナーでは、インターネットの普及した現代社会において、メディアリテラシーは必要不可欠な能力であるものの、その欠如による社会問題が多く発生していることから、弁護士法人ALG&Associates大阪支部シニアアソシエイトの隅田 唯氏（弁護士）を講師に招き、『インターネット社会に対応！企業に今求められるメディアリテラシーカ』をテーマに、メディアリテラシーの概念、その欠如がもたらす経済的、時間的損失について、メディアリテラシーの養成及び損失回避方法等について学んだ。隅田氏は、「メディアの情報を読み解き、解釈する能力や、その情報を発信して良いものなのかを思考し、表現する能力が問われる。人間が情報に翻弄されないことは不可能である。事実や客観的分析に基づいた情報受領、情報発信の重要性を考える必要がある」と説かれた。

第2部のMOCOカフェでは、第1部セミナー講師の隅田氏にもご参加いただき、女性中央会副会長の和田登美子氏の進行により、「メディアリテラシー」をテーマに意見交換・懇談を行い、その重要性を探究した。



第1部 セミナー



第2部 MOCOカフェ

京都府中小企業女性中央会のご案内

京都府女性中央会では、女性の地域・業種を越えたネットワークづくり、研修活動を通じて自己研鑽に努め女性経営者等の能力開発や資質向上に取り組んでいます。新たな出会いには、多くの発見があります。ともに活動していただける皆さまのご入会を心よりお待ちしております。

- <会 員 資 格> ①府内の中小企業組合女性部（女性グループ）
②府内の中小企業組合に所属する企業の女性経営者・経営者のパートナー・女性役員及び組合事務局女性役職員
③本会の趣旨に賛同する女性

<年 会 費> 団体会員5,000円 / 個人会員1,000円

<お問い合わせ> 京都府中小企業女性中央会 事務局（京都府中央会 企画調整課 奥または門）

☎ 075-708-3701

URL <http://www.chuokai-kyoto.or.jp/kyotoMOCO>

京都市中小企業等チャレンジ支援事業の取組み

京都市と京都府中小企業団体中央会では、中小企業等で構成する業界団体が専門家の助言を得て自らの強み・弱みを分析し、課題解決やイノベーションの創出など、業界全体の活性化を図るため、「中小企業等チャレンジ支援事業」を実施している。

本年度は、課題解決手法を用いて業界団体が自ら試行的に実施する事業に対して支援を行う「ビジネスモデル試行実施事業補助金」を実施し、以下の団体が本事業に取り組むこととなった。

採択団体 京都織物小売協同組合（門谷 晴雄 理事長）

※ビジネスモデル試行実施事業補助金は、業界の課題解決のための手法(ビジネスモデル)は見いだせているものの、その経費を捻出できない等の理由からアクションを起こせていない業界団体を対象に、業界団体の新たなビジネスモデルの試行を支援するものである。

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

\ 他にもこんな特徴があります。/

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外に差押禁止債権として保護されます。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします



経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

掛金月額、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から
会社を守る制度です！



※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

「自分党の時代」



ここ、最近の出来事で、どうしても言っておきたいこと。愛知県の反日イベントプロデューサー某、どう見ても正月に暴れる沖縄不良少年の顔。いまどきサヨク好きの人間がいるんだネ。

さて、政治が分裂している。自民党はもともと一人ひとりが一政党、それが顕著になってきた。⑤は立憲民主党と国民民主党に分かれた。④も同じ、個人が好きな主張をしている。ハッキリそれがわかったのが、神戸市須磨の大丸で予定されていた自衛隊車両の展示イベントの中止。中止を申し入れた「新日本婦人の会」、これ④の婦人部隊。相変らずの自衛隊嫌い。あの震災時、神戸の町を二次災害から救うため自衛隊がどれだけ献身的に働いたか、もう忘れたのかナ。このオバサンたちをはっきりと④と書かないマスコミは偏向報道といわれても仕方ないネ。

以前、京都の国会議員の穀田恵二さんが、④の国会対策委員長就任20周年の記念パーティーを開かれた。ついては、発起人をぜひ小生に引き受けてほしいと。勿論、引き受ける。各党の当該委員長が集まった盛大な会。小生も発起人なので途中で挨拶。曰く、「何故このお目出たい会に日の丸が掲げられていないのか。『君が代』を歌わないのか不思議だネ。」降壇するやすぐ握手を求めてきたのが小池書記局長。「うちもまだ、そこまではいいないのですよ。」と小生にエール。④のアメリカ嫌いは、貧富の差が大きい資本主義の行き過ぎも知ってのこと。④もいろいろ。自分党の時代。

話は変わるが、歴史に「if」は不要。だけど豊臣秀吉がもう少し長生きしていたら、明の皇帝になっていただろう。なにしろ、明軍は弱い。宣教師に頼んで大砲や城のつくり方を教えてもらったが、出来たての満州人のヌルハチにやられている。ところが、ヌルハチも明軍も追い払って、破竹の進撃をしていたのが秀吉。まあ、もう2〜3年秀吉が長生きしていたらおもしろいことになっていただろう。もともと漢人が支配していた中国の歴史は多くない。むしろモンゴル、満州、イスラム、多くの国が漢人を支配していたことを考えると、皇帝が日本人になっていたとしても違和感はない。日本皇帝が支配するチャイナ（中国）、アメリカはどうするだろう。「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」アホな前文もなかっただろうネ。

会長 渡邊 隆夫

京都経済お天気

中小企業団体情報連絡員7月分報告より

■多くの業界で景況感は悪化、不安感増す

	業界景況天気図	概 況
全 体	6月→7月 ☔ ☔	建設業界は好調に推移しているものの、他の業界における景況感は全般的に悪化している。米中貿易摩擦や日韓問題、人手不足の慢性化、消費低迷等、中小企業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増すなか、10月からの消費税引上げに不安感を抱く業界も増えており、引き続き動向に注視が必要である。
製造業 6月 ☔ ↓ 7月 ☔	繊維工業 ☔ ☔	販売価格が不変の中、新作を求められるが作っても買い取ってはもらえず、在庫が増えて資金繰りは悪化し収益状況も悪くなっている。ものづくりの現場では益々厳しさが増してくる。
	出版・印刷 ☔ ☔	本年5月に全日本印刷工業組合連合会が全国の組合員に対して行った用紙動向調査の集計結果によると、印刷用紙の値上げ要請が行われたのは実に98%以上（交渉中含む）を占めることが判明。また、品不足が解消されていない実態が浮かび上がった。
	鉄鋼・金属 ☔ ☔	7月度の景況は6月度とほとんど変化はないが、毎月少しずつ状況が低下（後退）していると感じる。組合員からの情報では、「業界全体が低迷していて先行きが見えない」との事である。
	一般機械等 ☔ ☔	国内市場向けの受注は堅調さを維持しているが、半導体関連ならびに輸出案件について減少傾向が顕著になっている。米中貿易摩擦、混迷を深める日韓問題等、国内市場に対する悪影響が危惧される。
	その他製造業 ☔ ☔	プラスチック製品製造業では、電子部品や精密機器部品等の産業用部品関連は相変わらず停滞中であるが、車載部品関連は比較的好調に推移している。中国経済の減速に加え、新たに韓国の動向が懸念材料となっている。
非製造業 6月 ☔ ↓ 7月 ☔	卸 売 ☔ ☔	化学製品卸売業では、染料の卸値が高騰している。繊維・衣服等卸売業では、洋装、寝装ともに天候要因から夏物の動きが鈍いままセールに突入したが、セール自体も振るわなかった。和装は全般的に改善が見込めず、引き続き厳しい状況が続いている。
	小 売 ☔ ☔	家電小売業では、電子機器関連は、テレビや音響関連の販売が前年同月を大きく上回り全体の販売を底上げした。一方、白物家電は、7月の天候に左右され、いわゆる夏物商品が振るわず全体をカバーできず前年同月実績を割り込んだ。
	商店街 ☔ ☔	7月は祇園祭もあり内外の観光客も増えてきたため、どの店も賑わっているようだ。ただ、やはり政治の影響が色濃く反映しているのか、アジア系の中でも韓国人が少し減っていると聞く。
	サービス ☔ ☔	旅館・ホテル業では、宿泊施設の増加と宿泊者数のアンバランスが表れ、宿泊単価の下がっているところが出ている。ダンピング合戦の兆しもあるようだ。依然として日本人のお客様が減ったままである。
	建 設 ☔ ☔	技能労働者の不足は慢性的で、ちょっとした繁忙で影響が大きい。今の景気が駆け込み需要かどうかは間もなく判る。
	運輸・倉庫 ☔ ☔	道路旅客運送業では、燃料であるLPG価格も短期的ではあるが下落しており、経営には良い状況である。梅雨明け後は間髪入れずに猛暑が続いており、8月は思いやられる暑さが続くと思われる。短い距離でも涼しいタクシーに乗っていただく良い機会と捉えたい。

☔ 快晴 DI値 40以上	☔ 晴れ 20〜40未満	☔ 曇り 20未満〜△20未満	☔ 小雨 △20〜△40未満	☔ 雨 △40以上
---------------	--------------	-----------------	----------------	-----------



人を思う。未来を思う。

商工中金

新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

通常の債券・定期預金（固定金利）より 高めの金利（当金庫内比較）
をご提供します。ただし、原則として満期日前の解約はできません。

1年、2年、3年から期間が選べる

将来の計画に合わせてお好きな期間を選べます。

- お預け入れは、50万円以上 1円単位です。
- お預け入れは、個人のお客さまに限らせていただきます。
- 詳しくは店頭のチラシまたはホームページをご覧ください。

商工中金 京都支店

〒600-8421 京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町 159-1

TEL 075-361-1120

<http://www.shokochukin.co.jp/>



人を思う。未来を思う。

商工中金

第71回中小企業団体全国大会 参加ツアーのご案内

来る11月7日(木)に鹿児島県「鹿児島アリーナ」に於いて、第71回中小企業団体全国大会が開催されます。本大会の参加にあたり、ツアーを企画いたしましたのでご案内いたします。

【日 程】 令和元年11月6日(水)～7日(木)

【参加費】 ひとり 50,000円

【申込締切】 令和元年9月30日(月)

11/6 (水)		
大阪国際空港 → 鹿児島空港	鹿児島県 錦旗酒造	パレハ・レーナ&GEN(昼食)
10:50発	12:05着	[12:30～13:30]
鹿児島 仙巖園・尚古集成館	城山・展望台	指宿 白水館(宿泊)
		17:30頃着
11/7 (木)		
指宿 白水館	知覧武家屋敷群・知覧特攻平和会館	鹿児島市内(昼食)
8:45頃発		[12:00～13:00]
鹿児島アリーナ【全国大会】	鹿児島県 鹿児島空港(夕食)	大阪国際空港
13:10頃着【大会14:00～17:00】	19:15発	20:35着

※詳細につきましては、「協同」8月号に同封しました案内文書をご覧ください。

《参加申込・お問い合わせ》
京都府中小企業団体中央会 総務情報課
☎075-708-3701

なが——い、おつきあい。

事業資金ニーズに応える豊富なメニュー

ビジネスパートナーをご紹介

資金調達

ビジネスマッチング

企業の資本政策・成長戦略をサポート

海外でのビジネスをサポート

事業承継・M&A

貿易・海外取引

京都銀行はさまざまなシーンで
皆様を応援します！

飾らない銀行

京都銀行

月刊中小企業連携組織活性化情報 協同

9/2019 令和元年9月10日発行 通巻873号

●編集・発行●

京都府中小企業団体中央会

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター3階

☎ 075-708-3701 FAX 075-708-3725

URL <http://www.chuokai-kyoto.or.jp> E-Mail web@chuokai-kyoto.or.jp